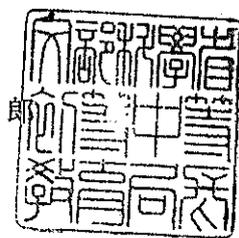




26文科初第1038号
平成27年1月15日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次



(印影印刷)

学校評議員の委嘱について（通知）

平成26年地方分権改革に関する提案募集において、「県立学校における学校評議員の委嘱について、より迅速な手続のもとで、地域の実情に根ざした適切な人材を学校評議員として活用できるよう、委嘱権限を校長へ変更すること」を求める提案がありました。

このことを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）に定める学校評議員の委嘱（省令第49条第3項等）に関する取扱いについて下記のとおり明確化しましたので、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、本件について十分周知を図られるとともに、本制度の活用がより一層促進されるよう、適切な指導をお願いします。

記

1 学校評議員の委嘱の校長への委任について

省令第49条第3項では、学校評議員の委嘱については「当該学校の設置者が校長の推薦により委嘱する」こととしている。本規定の趣旨は、学校の設置者（国立大学法人が設置する学校の場合には国立大学法人、公立大学以外の公立学校（公立大学法人が設置する場合を除く。）の場合は設置者である地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、株式会社立学校の場合は学校設置会社をいう。以下同じ。）及び校長の学校運営に関する責任

と権限を踏まえ、校長の推薦により、当該学校の設置者が学校評議員の委嘱を行うことを規定しているものであるが、設置者の判断により、その委嘱を校長へ委任することを妨げるものではない。

公立学校においては、学校の管理を行う権限を有する教育委員会が、学校の裁量拡大や事務手続の迅速化等の観点から、学校評議員の委嘱を校長へ委任する方がより適当であると判断した場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第26条第1項及び第3項の規定に基づき、学校評議員の委嘱を校長に委任することが可能である。

また、国立、私立及び株式会社立の学校においても、校長が学校評議員の委嘱をする方がより適当であると設置者が判断した場合には、校長へ学校評議員の委嘱を委任することが可能である。

なお、設置者が学校に対する管理責任を有していることから、設置者が校長へ学校評議員の委嘱を委任した場合には、校長が委嘱した学校評議員について、設置者に事後に報告することを規則等で定めるなどといった運用が求められる。

2 校長が委嘱した学校評議員の身分等について

学校評議員の身分取扱いについては設置者の定めるところによるものであり（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成12年1月21日付け文教地第244号文部事務次官通知）参照）、これは学校評議員の委嘱を校長に委任した場合にあっては変更されるものではない。このため、公立学校においては、教育委員会が学校評議員の身分を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職地方公務員と位置づける場合には、地教行法第26条第2項第4号の規定に該当することから、校長へ学校評議員の委嘱を委任することはできないことに留意が必要である。

なお、校長が学校評議員を委嘱する場合であっても、財政的な問題により学校が学校評議員を委嘱できないことがないよう、設置者は必要な配慮を行うことが求められる。

（担当）

初等中等教育局参事官付

企画・学校評価係（瀨，石川）

電話：03-5253-4111（内線3705）

(参考 1)

○ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令 11 号）

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

※同法施行規則第 39 条、第 79 条、第 104 条、第 113 条、第 135 条により、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一～三 （略）

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五・六 （略）

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

※平成 27 年 4 月 1 日以降は、第二十六条が二十五条に、同条 3 項が二十五条 4 項になる。

○ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～二の二 （略）

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四～六 （略）

(参考2)

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成12年1月21日付け文教委第244号文部事務次官通知)(抜粋)

(3) 学校評議員の委嘱について

④ 身分取扱い

学校評議員の身分取扱いについては、設置者の定めるところによるものであること。
その際、守秘義務に関する規定を設けることについても検討する必要があること。

また、学校評議員の任期については、校長の求めに応じて校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることを踏まえ、学校や地域の実情に応じて設置者が定めるところによるものであること。